

浦安市における都市計画法に基づく開発許可に関する手数料

開発許可関係手数料・・・浦安市手数料条例第2条別表の10（抜粋）

開発行為の許可の申請に対する審査	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 (以下「自己居住用」という。)	開発区域の面積が0.1ha未満のもの	1件につき 8,600円
		開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満のもの	1件につき 22,000円
		開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満のもの	1件につき 43,000円
		開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満のもの	1件につき 86,000円
		開発区域の面積が1ha以上3ha未満のもの	1件につき 130,000円
		開発区域の面積が3ha以上6ha未満のもの	1件につき 170,000円
		開発区域の面積が6ha以上10ha未満のもの	1件につき 220,000円
		開発区域の面積が10ha以上のもの	1件につき 300,000円
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 (以下「自己業務用」という。)	開発区域の面積が0.1ha未満のもの	1件につき 13,000円
		開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満のもの	1件につき 30,000円
		開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満のもの	1件につき 65,000円
		開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満のもの	1件につき 120,000円
		開発区域の面積が1ha以上3ha未満のもの	1件につき 200,000円
		開発区域の面積が3ha以上6ha未満のもの	1件につき 270,000円
		開発区域の面積が6ha以上10ha未満のもの	1件につき 340,000円
		開発区域の面積が10ha以上のもの	1件につき 480,000円
	その他の場合	開発区域の面積が0.1ha未満のもの	1件につき 86,000円
		開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満のもの	1件につき 130,000円
		開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満のもの	1件につき 190,000円
		開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満のもの	1件につき 260,000円
		開発区域の面積が1ha以上3ha未満のもの	1件につき 390,000円
		開発区域の面積が3ha以上6ha未満のもの	1件につき 510,000円
		開発区域の面積が6ha以上10ha未満のもの	1件につき 660,000円

浦安市における都市計画法に基づく開発許可に関する手数料

	開発区域の面積が10ha以上のもの	1件につき 870,000円
開発行為に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 摘要の1から3までに掲げる額の合計額（その額が870,000円を超えるときは、870,000円）	
	(摘要) 1 開発行為に関する設計の変更（摘要の2に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（摘要の2に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、開発行為の許可の申請に対する審査の項に定める額に10分の1を乗じて得た額 2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、開発行為の許可の申請に対する審査の項に定める額 3 その他の変更については、10,000円	
開発許可に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	開発行為が、自己居住用又は自己業務用のものであつて開発区域の面積が1ha未満のもの	1件につき 1,700円
	開発行為が、自己業務用のものであつて、開発区域の面積が1ha以上のもの	1件につき 2,700円
	開発行為がその他のものである場合	1件につき 17,000円
開発登録簿の写しの交付		1枚につき 470円

備考

- 「自己の居住の用に供する」とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用することをいう趣旨ですので、当然自然人に限られることとなり、会社が従業員宿舍の建設のために行う開発行為、組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建設のために行う開発行為は、これに該当しません。
- 「自己の業務の用に供する」とは、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることであり、また、文理上この場合は住宅を含みませんので、分譲又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成のための開発行為は該当せず、貸事務所、貸店舗等も該当しません。  
これに対し、ホテル、旅館、結婚式場、企業の従業員のための福利厚生施設等（寮や社宅は除く）は該当します。
- 「その他の場合」とは、上記以外のもので、会社が従業員のために行う従業員宿舍の建設、分譲住宅、賃貸住宅の建設及び宅地分譲、貸事務所、貸店舗、貸工場、貸倉庫、貸車庫等が該当します。
- 建築物及び建築とは、都市計画法（以下「法」という。）第4条第10項に規定する建築物及び建築をいいます。
- 特定工作物とは、法第4条第11項に規定する特定工作物をいいます。